

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

寄居町長 峯岸 克明

市町村名 (市町村コード)	寄居町 (11408)
地域名 (地域内農業集落名)	用土 (谷津、西馬場、東馬場、下宿、上宿、臼前、井ノ岡、七区、藤新、田延、七郷、前郷地、櫛挽)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月29日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・用土地区は、荒川が秩父山地から関東平野に流れ出す扇状地の扇端部に位置しており、土地改良事業を行った区域にはまとまった農地が広がり、水稻や花きのほか、地区東部の櫛挽台地では、畑地灌漑を活用した農業が展開されている。

・地区全体で高齢化が進んでおり(高齢化率34.4%)、農業者においても若い従事者が減少、後継者不足の状況である。

・新たな法人等の立ち上げや新規参入者の促進、現在、地域農業の中心となっている担い手が成長・発展するため、担い手の育成が必要である。

・水稻の拡大は水利権に関わるため、地域外(町外)からの参入は難しい状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻・花き・畜産を主要作物としつつ、高収益作物の導入等、農業所得の向上を図る。

・新規就農者への支援及び協力を地域ぐるみで推進する。

・地域外(町外)から新たに就農を希望する農業者を受け入れていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	455 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	365 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域を中心として、その周辺を含む農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>・農地中間管理機構の活用を検討するとともに、担い手の農作業に支障がない範囲で地域内外の農業を担う者により農地利用を進める。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>・地域内において農地中間管理機構の活用を実施しているが、今後も農地中間管理機構の活用を検討し、農地の有効活用を図る。</p> <p>・高齢化や後継者の不足等により増えていく不作付け地については、農地中間管理機構の活用を検討し、認定農業者や規模拡大を考えている農業者へ積極的に活動支援を行い、耕作放棄地の未然防止を図る。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>・圃場、水路等の整備が済んだ区域の農地については、保全を図っていく。</p> <p>・基盤整備未済の農地について、現時点での事業予定はないが、集落での平時の話し合いや情報交換などにより整備推進の機運が高まった場合は、取組に向けての検討を進めていく。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>・地域の中小規模の農家が今後も経営を継続できるよう、農業機械・施設の導入、更新の際は補助事業を活用するなどして農家負担の軽減を図る。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>・集落での平時の話し合いや情報交換などにより、農作業の委託の機運が高まった区域から順次、取組に向けての検討を進めていく。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①農地における有害鳥獣の農業被害を軽減するため、町鳥獣被害対策協議会と連携し必要に応じて有害鳥獣の捕獲を行うとともに、侵入防止柵(電気柵)の設置・管理や林縁部等の草刈り等、生息環境管理を行う。
- ⑦作付けが困難となった農地が荒廃しないよう、保全管理の方法について今後検討を行う。